

有配当契約の行く末

アカラックス株
代表取締役

アクチュアリー

坂本 嘉輝

先日(5月16日)日経新聞は次のように報じた。
「日本生命保険など大手生保各社は、保険の契約者に対する配当政策を見直す。これまで当期の剰余金の少なくとも80%を配当のための準備金に積み立てると定款で明記してきたが、この下限を20%まで引き下げる。7月の総代会で一斉に定款を変更する。」
例によって、誰がどうも言ったことなのか何も書いていない記事なので真偽のほどは分からない。各社のこの報道に対してのコメントも見当たらない。各社がこのように動かそうとする金融界のアドバランなるかもしれない。

しかし、これが事実である、あるいは事実になるのであれば、それは日本の相互会社の有配当商品の臨終を意味するものだろう。

この中間報告はほとんど説明らしい説明もなしに登場している。これに対するパブリックコメントでも、必ずしも無条件の賛成意見が得られたわけでもないにもかかわらず、今年1月の金融審議会が法律改正の方向が当局から報告された。法律改正に関しては形式的な再度

剰余を配当準備金にも繰り入れず、基金の償却にも充当せず、例えば、未処分剰余金の中に残しておけばはるかに自由に使える。準備金の取り崩しではなく、剰余金の処分なので何の制限もない、単に社員総代会で決議すればよいだけだから、特段の手続きも不要

いのだから。生命保険の有配当という制度は、契約が一般に長期にわたるという点で、損保と違って保険料の事後的調整が難しくなっていることに対する見事な解決策であったと思う。

配当という保険料の事後的調整手段があるため、保加保険料も繰り込んだ保険料設定を行う。そうすると、同年が経つたならば発生したロスも回収が済む。新規のロスも発生しないという状況になった。

生保の場合はこれができていない。契約が成立してからの期間が長くなるにつれて、将来の急な増額に備えることができない。このため、配当が減少する。これは最近の既契約に対する子定利率引き下げ(1)による既契約の保険料率の引き上げ(2)に関する反響からもよく分かる。それによって、配当による実質保険料の事後調整は今もそれなりの機能している。今、生保相互会社はこれすらも放棄しようとしている。

近頃、マスコミには、大手生保の何社かが決算のために準備金を取り崩すというニュースを取りだしている。もしこれが準備金を取り崩して剰余を膨らませ、それを配当準備金に繰り入れないで留保して置くというのであれば、もはや支離滅裂、何をか言わんやという状況だと思ふ。

配当は保険料の事後的調整の解決策

利益の20%では有配当の名に値しない

これをパブリックコメントに付したが、その結果を公表するまでもなく、法律を改正してしまっただけだ。

この配当割合の引き下げとこのように、配当の内部留保の優先順位が高らざるを得ない。剰余を契約者動定に優先して、会社の資本勘定に残してあるべきだと主張して、そのための税金を払ってほしいというところを表現している。

これをパブリックコメントに付したが、その結果を公表するまでもなく、法律を改正してしまっただけだ。

だ。配当準備金の繰り入れを制限して内部留保の充実のために剰余金として留保しておいた方が、同様の繰り入れの機会がなくなる。

これが基金の償却や準備金の積み増し、配当準備金の繰り入れに使われるのであれば、役員賞与であるのほかに、役員報酬や契約者の利益には結びつかない。社外流出につながるという保障はない。

剰余金の処分は総代会の決議があれば十分だし、金融審議会も認めている。配当準備金を積み増すという点で、特

料設定を行う。そうすると、同年が経つたならば発生したロスも回収が済む。新規のロスも発生しないという状況になった。

生保の場合はこれができていない。契約が成立してからの期間が長くなるにつれて、将来の急な増額に備えることができない。このため、配当が減少する。これは最近の既契約に対する子定利率引き下げ(1)による既契約の保険料率の引き上げ(2)に関する反響からもよく分かる。それによって、配当による実質保険料の事後調整は今もそれなりの機能している。今、生保相互会社はこれすらも放棄しようとしている。

近頃、マスコミには、大手生保の何社かが決算のために準備金を取り崩すというニュースを取りだしている。もしこれが準備金を取り崩して剰余を膨らませ、それを配当準備金に繰り入れないで留保して置くというのであれば、もはや支離滅裂、何をか言わんやという状況だと思ふ。

業法改正に伴い、5年毎に利益配当を行う疑問のある商品や、有配当商品の終末は時間の問題でしかなく、たのしみではないが、このように各社横並びの変更により、日本に実質的に本来の有配当商品がなくなってしまうというのには、アクチュアリーの一人として寂しい限りだ。

この、剰余金のうち配当に回す割合を引き下げた話、は、昨年6月の金融審議会



審議会も認めている。配当準備金を積み増すという点で、特

料設定を行う。そうすると、同年が経つたならば発生したロスも回収が済む。新規のロスも発生しないという状況になった。

生保の場合はこれができていない。契約が成立してからの期間が長くなるにつれて、将来の急な増額に備えることができない。このため、配当が減少する。これは最近の既契約に対する子定利率引き下げ(1)による既契約の保険料率の引き上げ(2)に関する反響からもよく分かる。それによって、配当による実質保険料の事後調整は今もそれなりの機能している。今、生保相互会社はこれすらも放棄しようとしている。

近頃、マスコミには、大手生保の何社かが決算のために準備金を取り崩すというニュースを取りだしている。もしこれが準備金を取り崩して剰余を膨らませ、それを配当準備金に繰り入れないで留保して置くというのであれば、もはや支離滅裂、何をか言わんやという状況だと思ふ。

近頃、マスコミには、大手生保の何社かが決算のために準備金を取り崩すというニュースを取りだしている。もしこれが準備金を取り崩して剰余を膨らませ、それを配当準備金に繰り入れないで留保して置くというのであれば、もはや支離滅裂、何をか言わんやという状況だと思ふ。

近頃、マスコミには、大手生保の何社かが決算のために準備金を取り崩すというニュースを取りだしている。もしこれが準備金を取り崩して剰余を膨らませ、それを配当準備金に繰り入れないで留保して置くというのであれば、もはや支離滅裂、何をか言わんやという状況だと思ふ。

配当問題への再考察を期待